

名古屋市緑区有松地区で建築等をお考えの方へ

～有松町並み相談会への事前相談のあらまし～

平成 29 年 3 月

東海道沿いに歴史的な町並みが残る名古屋市緑区有松地区では、有松の歴史的町並み及び良好な住環境の維持・向上を図るため、地元住民・商工業者が主体となり、建築行為等を行う際、事前相談（意見交換）を行っています。

事前相談は区域内におけるすべての建築行為等を対象としています。具体的な設計に入る前のできるだけ早い段階でご相談をいただくよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。



■ 事前相談の対象となる区域（緑区有松の一部・境松一丁目の一部）



■ 事前相談の対象となる行為

建物の新築・解体・部分補修等をお考えの際は、まずは町内会長または歴史まちづくり推進室までご連絡ください

| | |
|--------------------------|--|
| <p>伝統的建造物の外部・内部の補修</p> | <p>①建築物の建築 ②工作物の建設（柵の設置など） ③建築物や工作物の外観の変更（外壁の塗替えなど） ④看板・屋外広告物の設置</p> |
| <p>建築物や工作物（柵・看板等）の解体</p> | <p>木竹の伐採（剪定など通常の管理行為は除く）</p> |
| | <p>土地の区画形質の変更（駐車場の造成など）</p> |

■ 事前相談の流れ

建造物等の現状変更をお考えの方は、有松学区の西町・中町・東町第一町内会長または歴史まちづくり推進室へご連絡ください。事前相談の方法、必要書類などについてお伝えします。

具体的な設計に入る前のできるだけ早い段階で、町内会長または歴史まちづくり推進室へご連絡ください。

構想・計画のできるだけ早い段階で

相談会①：構想・計画段階での意見交換

施主や建築士・業者と地域のお互いの理解を深めることを目的に意見交換を行います。地域からあらかじめ知っておいてほしい地域特性などの情報をお伝えしますので、設計に活かしてください。

相談の目安

住宅の新築は工事着手の6か月以上前、看板は設置の2か月以上前

《 必要書類 》

計画概要書、付近見取図、現況周辺写真など



工事着手 1 か月前までに

相談会②：設計段階での意見交換

設計内容（建物の外観など）が有松のまちにとってより良いものとなるように具体的に意見交換を行います。

《 必要書類 》

計画概要書、付近見取図、現況周辺写真、計画平面図、立面図（原則として4面。外部に露出する建築設備、各部の仕上げを記載）、外観パース（または着色された立面図）、外壁・屋根等の仕上げ材料のカタログ等のコピーなど

設計内容について**相談会の承認**を得るようにしてください

名古屋市へ許可申請・届出書の提出 / 建築確認申請等

工事着手

《 相談会の開催日・開催場所 》

相談会は概ね毎月第3月曜日に有松コミュニティセンターで行われますが、不定期開催のため、日程確認を行ってください。また、相談会の開催日の1週間前までに必要書類を提出してください。

※ 詳細については、各町内会長または名古屋市歴史まちづくり推進室（TEL:052-972-2782）にお問い合わせください。

お問合せ先

名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室（名古屋市役所本庁舎5階）
TEL：052-972-2782 FAX：052-972-4128
E-mail：a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp